

平成26年2月28日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力防災課長
金子 修一 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構
敦賀本部 原子炉廃止措置研究開発センター
所長 高橋 秀孝

「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」の
読み替えについて(連絡)

平成25年12月19日付けで提出した「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成26年3月1日付け原子力規制庁の組織名称変更等に伴い、今後、添付資料のとおり読み替えて防災業務を遂行しますので、ご連絡いたします。

添付資料

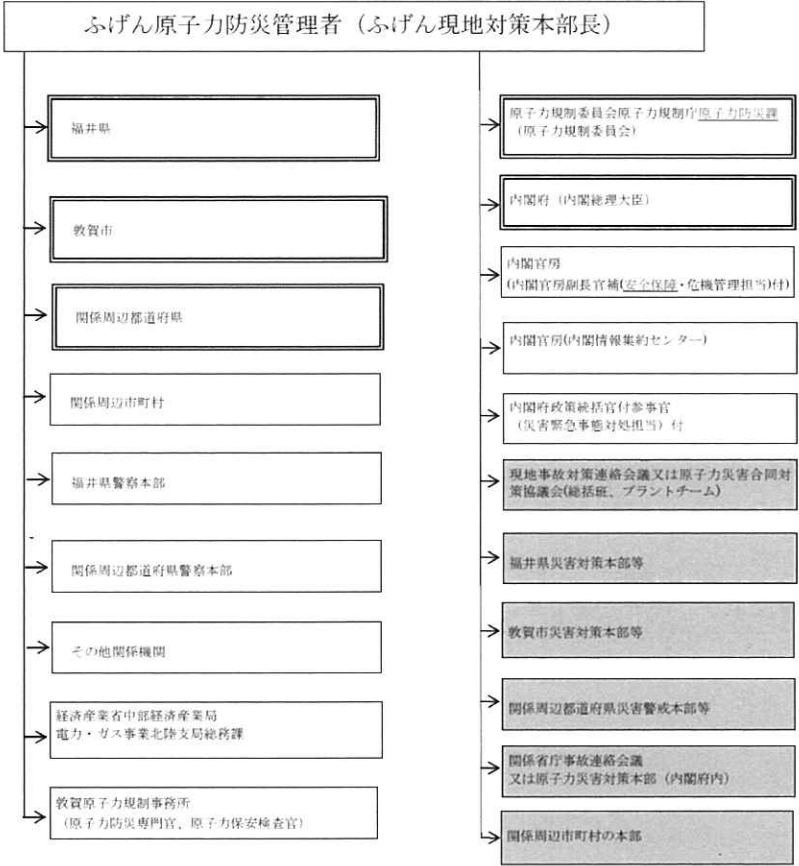
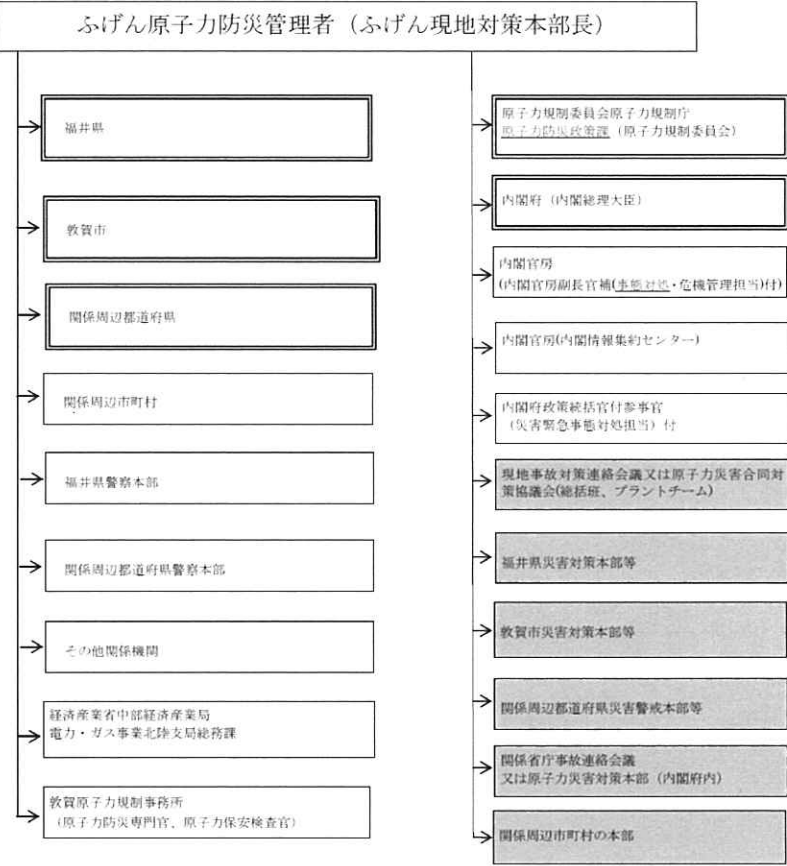
- ・「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

読み替え前（平成 25 年 12 月 19 日修正）	読み替え後（平成 26 年 3 月 1 日以降適用）	理 由
別図 2-2-5 警戒事象に基づく通報(連絡)経路 ふげん原子力防災管理者 福井県 敦賀市 関係周辺都道府県 関係周辺市町村 福井県警察本部 関係周辺都道府県警察本部 その他関係機関 敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官, 原子力保安検査官) 原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 (原子力規制委員会) 防災業務計画等命令に係る通報先	別図 2-2-5 警戒事象に基づく通報(連絡)経路 ふげん原子力防災管理者 福井県 敦賀市 関係周辺都道府県 関係周辺市町村 福井県警察本部 関係周辺都道府県警察本部 その他関係機関 敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官, 原子力保安検査官) 原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 (原子力規制委員会) 防災業務計画等命令に係る通報先	原子力規制庁の体制見直しに伴う組織名称の変更

「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

No.2

読み替え前（平成 25 年 12 月 19 日修正）	読み替え後（平成 26 年 3 月 1 日以降適用）	理 由
別図 2-2-8 原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路  ふげん原子力防災管理者（ふげん現地対策本部長） - 福井県 - 敦賀市 - 関係周辺都道府県 - 関係周辺市町村 - 福井県警察本部 - 関係周辺都道府県警察本部 - その他関係機関 - 経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局総務課 - 敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官) 原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 (原子力規制委員会) 内閣府（内閣総理大臣） 内閣官房 (内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付) 内閣官房(内閣情報集約センター) 内閣府政策統括官付参事官 (災害緊急事態対処担当) 付 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会(総括班、プラントチーム) 福井県災害対策本部等 敦賀市災害対策本部等 関係周辺都道府県災害警戒本部等 関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部（内閣府内） 関係周辺市町村の本部 □：原災法第 10 条第 1 項(又は原災法第 25 条第 2 項)に基づく通報(報告)先 ■：設置されている場合に連絡	別図 2-2-8 原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路  ふげん原子力防災管理者（ふげん現地対策本部長） - 福井県 - 敦賀市 - 関係周辺都道府県 - 関係周辺市町村 - 福井県警察本部 - 関係周辺都道府県警察本部 - その他関係機関 - 経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局総務課 - 敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官) 原子力規制委員会原子力規制庁 原子力防災政策課（原子力規制委員会） 内閣府（内閣総理大臣） 内閣官房 (内閣官房副長官補(主幹対応・危機管理担当)付) 内閣官房(内閣情報集約センター) 内閣府政策統括官付参事官 (災害緊急事態対処担当) 付 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会(総括班、プラントチーム) 福井県災害対策本部等 敦賀市災害対策本部等 関係周辺都道府県災害警戒本部等 関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部（内閣府内） 関係周辺市町村の本部 □：原災法第 10 条第 1 項(又は原災法第 25 条第 2 項)に基づく通報(報告)先 ■：設置されている場合に連絡	原子力規制庁の体制見直しに伴う組織名称の変更 内閣官房の組織名称見直しに伴う変更

「原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

No.3

読み替え前（平成 25 年 12 月 19 日修正）	読み替え後（平成 26 年 3 月 1 日以降適用）	理 由
別図 2—2—9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路 事業所外運搬責任者 ↓ ふげん原子力防災管理者（ふげん現地対策本部長） - 事象発生場所を管轄する 都 道 府 県 知 事 - 事象発生場所を管轄する 市 町 村 長 - 事象発生場所を管轄する 警 察 本 部 - 事象発生場所を管轄する 消 防 本 部 - 事象発生場所を管轄する 海 上 保 安 部 - 敦賀原子力規制事務所（原子力防災専門官、原子力保安検査官） - 経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総 務 課 - 原子力規制委員会 原子力規制庁原子力防災課（原子力規制委員会） → - 国土交通省（国土交通大臣） ①事象発生場所が海上の場合 海事局検査測度課 ②事象発生場所が陸上の場合 自動車局環境政策課 - 内閣府（内閣総理大臣） - 内閣官房（内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付） - 内閣官房（内閣情報集約センター） - 内閣府政策統括官付参事官（災害緊急事態対処担当）付 - 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会（総括班、プラントチーム） - 事故発生場所を管轄する市町村 災 害 対 策 本 部 - 事故発生場所を管轄する都道府県 災 害 対 策 本 部 - 関係省庁事故連絡会議又は原子力災害対策本部（内閣府内） ：原災法第 10 条第 1 項(又は原災法第 25 条第 2 項)に基づく通報(報告)先 ：設置されている場合に連絡	別図 2—2—9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路 事業所外運搬責任者 ↓ ふげん原子力防災管理者（ふげん現地対策本部長） - 事象発生場所を管轄する 都 道 府 県 知 事 - 事象発生場所を管轄する 市 町 村 長 - 事象発生場所を管轄する 警 察 本 部 - 事象発生場所を管轄する 消 防 本 部 - 事象発生場所を管轄する 海 上 保 安 部 - 敦賀原子力規制事務所（原子力防災専門官、原子力保安検査官） - 経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総 務 課 - 原子力規制委員会 原子力規制庁原子力防災課（原子力規制委員会） → - 国土交通省（国土交通大臣） ①事象発生場所が海上の場合 海事局検査測度課 ②事象発生場所が陸上の場合 自動車局環境政策課 - 内閣府（内閣総理大臣） - 内閣官房（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付） - 内閣官房（内閣情報集約センター） - 内閣府政策統括官付参事官（災害緊急事態対処担当）付 - 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会（総括班、プラントチーム） - 事故発生場所を管轄する市町村 災 害 対 策 本 部 - 事故発生場所を管轄する都道府県 災 害 対 策 本 部 - 関係省庁事故連絡会議又は原子力災害対策本部（内閣府内） ：原災法第 10 条第 1 項(又は原災法第 25 条第 2 項)に基づく通報(報告)先 ：設置されている場合に連絡	内閣官房の組織名称見直しに伴う変更 原子力規制庁の体制見直しに伴う組織名称の変更